

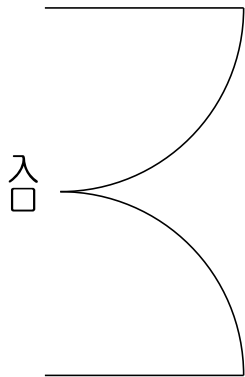
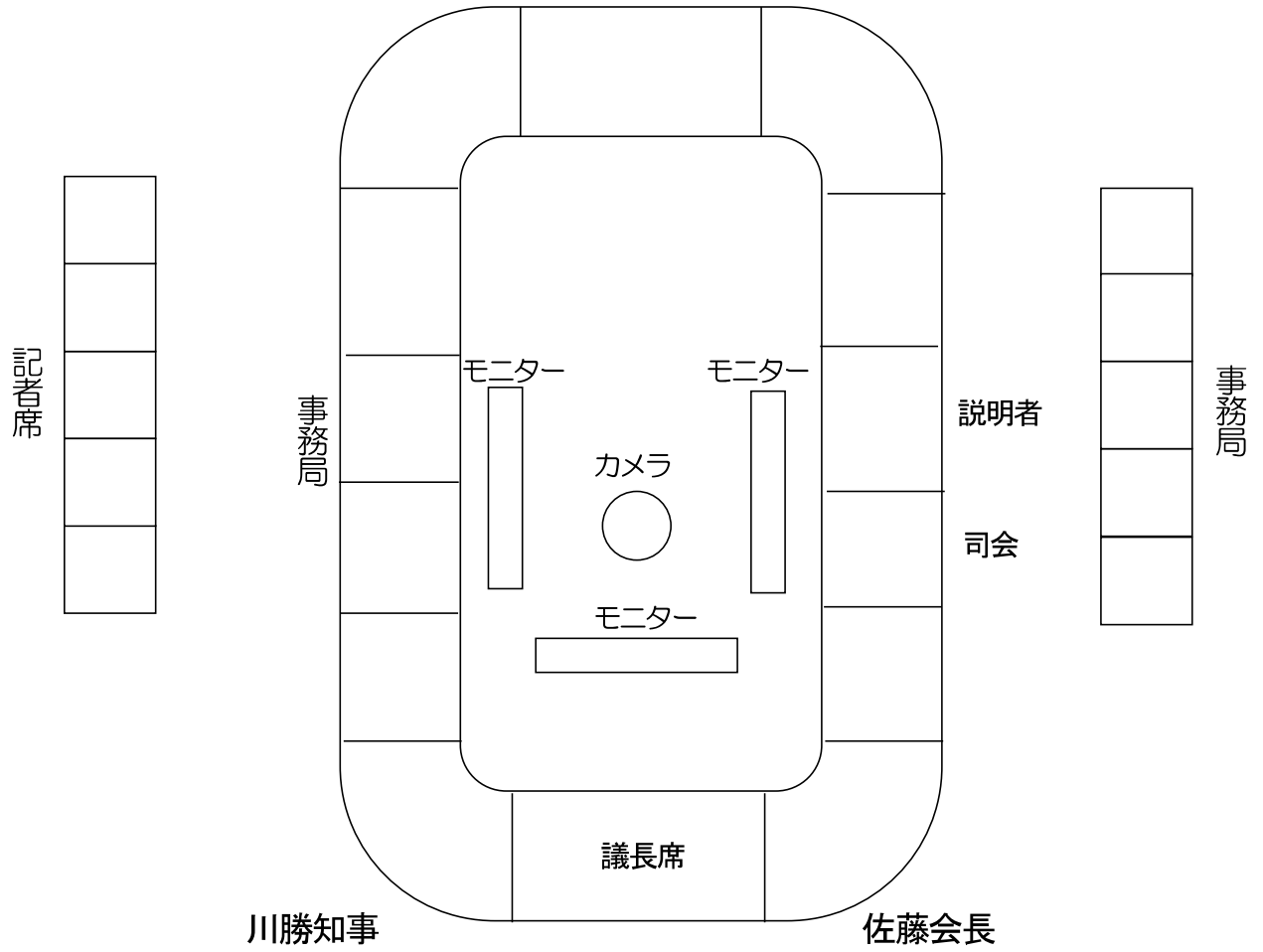
『南アルプス学会』設立総会 次第

日時：令和4年2月15日（火）10時30分～

場所：静岡県庁別館9階特別第一会議室
及びWEB

- 1 開会
- 2 知事挨拶
- 3 出席者自己紹介
- 4 議事（事務局進行）
 - 第1号議案 設立趣意書（案）について
 - 第2号議案 会則（案）について
- 5 会長挨拶（議長交代）
- 6 議事（会長進行）
 - 第3号議案 副会長の指名及び顧問の委嘱について
 - 第4号議案 事業内容及び事業計画等について
- 7 その他
 - ・南アルプスに関する本県の取組状況について
 - ・南アルプスを未来につなぐ会について
 - ・南アルプス環境保全基金について
- 8 閉会

『南アルプス学会』 設立総会 席次



「南アルプス学会」構成員名簿兼出欠一覧表

敬称略

区分	No	職	氏名	職名等	専門分野	出欠
役員	1	会長	佐藤洋一郎	ふじのくに地球環境史ミュージアム館長	農学	出席
	2	副会長	横山俊夫	静岡文化芸術大学学長	文明学 日本文化史	WEB出席
	3	顧問	増澤武弘	静岡大学理学部特任教授	環境保全 生態学	WEB出席

50音順 敬称略

区分	No	職	氏名	職名等	専門分野	出欠
県内	4	委員	今泉文寿	静岡大学学術院農学領域教授	砂防工学、地形学	欠席
	5	委員	鶴飼一博	静岡県立農林環境専門職大学准教授	生物資源保全学	WEB出席
	6	委員	岸本年郎	ふじのくに地球環境史ミュージアム教授	昆虫分類学 生物地理学	WEB出席
	7	委員	黒田宏治	静岡文化芸術大学デザイン学部教授	地域デザイン・景観	WEB出席
	8	委員	小杉山 晃一	常葉大学社会環境学部社会環境学科准教授	自然環境保全	WEB出席
	9	委員	今野 明咲香	常葉大学社会環境学部社会環境学科講師	自然地理学	WEB出席
	10	委員	佐藤道大	静岡県立大学薬学部講師	微生物学	WEB出席
県外	11	委員	岩田智也	山梨大学総合研究部生命環境学域環境科学系教授	水域生態学	欠席
	12	委員	岸本誠司	東北工業大学ライフデザイン学部教授	環境民俗学	WEB出席
	13	委員	田村典江	総合地球環境学研究所プロジェクト上級研究員	水産学、自然資源 管理、林業政策	WEB出席
	14	委員	常盤哲也	信州大学学術研究員理学系准教授	地質学	WEB出席
	15	委員	松井圭介	筑波大学生命環境系教授	観光学、人文地理学、地理学、宗教学、地域研究	WEB出席
	16	委員	箕浦一哉	山梨県立大学国際政策学部教授	環境社会学 サウンドスケープ論	WEB出席
行政機関	17	委員	川口 徹	静岡市環境創造課エコパーク推進担当課長		WEB出席
	18	委員	中野裕文	川根本町観光商工課長		WEB出席
活動舎 地域	19	委員	荒尾 覚	井川郵便局長	地域活動者 静岡市	欠席
	20	委員	神東美希	エコティかわね事務局長	地域活動者 川根本町	WEB出席

区分	No	職	氏名	職名等	専門分野	出欠
県外	21	招聘 委員	上垣外憲一	元 大妻女子大学比較文化学部教授	比較文学 文化学	WEB出席
	22	招聘 委員	赤坂憲雄	学習院大学文学部教授	民俗学 日本文化論	欠席

出席1名
WEB出席17名
欠席4名

〈資料1〉

南アルプス学会設立総会 資料

令和4年2月15日(火)

© AYA PHOTOGRAPHY

富国有徳の理想郷－しずおか
ふじのくに

はじめに

- 1 南アルプス学会の概要
- 2 第1号議案：設立趣意書（案）
- 3 第2号議案：会則（案）
- 4 第3号議案：会長及び副会長の指名並びに顧問の委嘱
- 5 第4号議案：事業内容及び事業計画等について



1 南アルプス学会の概要

<目的>

ユネスコエコパークの理念に即し、南アルプスの自然環境の保全と、それを支えてきた地域コミュニティ・文化の継承についても視野に入れた研究活動の活性化を図るとともに、学術研究を体系化し、その地域に住まうことを誇りに思う発見を目指すほか、世界に語りかけることができる国際的な「南アルプス学」としての発展に寄与することを目的とする。

<取組内容>

- 南アルプス研究者の連携促進
- 研究の課題、内容や方法についての意見交換
- 南アルプス研究の体系化及びデータベースの整理
- 研究者等の人材育成に関する取組（研究費助成制度の創設等）
- 研究課題の審査及び研究報告会の実施
- 「南アルプスを未来につなぐ会」と連携し、国際的にも開かれた場での南アルプス学術研究成果等の発表機会の提供
- その他、南アルプス学会の設置目的に資する取組

<組織体制>

会 長 1名（知事が指名）
副 会 長 1名（会長が指名）
顧 問 定数なし（会長による委嘱）
委 員 20名以内
招聘委員 5名以内（会長が招聘）
事務局 静岡県（自然保護課）

<運営費>

南アルプス環境保全基金を原資に運営

1 南アルプス学会の概要

～静岡県における南アルプスユネスコエコパークの持続的な取組～

(南アルプス学会説明用)

南アルプスの 学術的価値

- 日本における3000m峰を有する山岳地帯の最南端に位置
- 世界的な分布において南限とされる希少動植物が数多く生息・生育
- 地球温暖化による山岳地帯における高山植物等の生態系変化を顕著に把握できる場所

南アルプスの課題

- 南アルプスの認知度が低い
- アクセスが悪い
- 急峻な山岳地帯で現況把握が困難
- フィールド研究者の減少・高齢化
- 周辺地域の人口減少・高齢化

南アルプスモデルの構築

長期的視点に立ち、多様な分野・多くの関係者が共鳴・共感して行動する仕組みを構築

【①意見(提言) <応援団>】

南アルプスを未来につなぐ会 (2021.7.14 設立)

(事務局：静岡県自然保護課)

- 南アルプスの将来にわたる保全活動や利活用に関する意見(提言)と連携の促進
- 南アルプスの自然環境の保全や活用に関する『思い』の共有

【②研究】

南アルプス学会 (2022.2.15設立)

(事務局：静岡県自然保護課)

南アルプス研究の活性化 (ふじのくに地球環境史ミュージアム)

- 南アルプス研究者の連携促進
- 若手研究者等の人材育成
- 南アルプス研究(南アルプス学)の体系化(データベース整理)

<活動支援>

地域住民・NPO・団体・ボランティア・大学・高校等

- 保全活動・調査等の協力者

【③利活用・保全・情報発信】

(仮称) 南アルプスみらい財団 (2022.8設立予定)

専門性・継続性・自立性の高い推進体制の構築(予定)

南アルプスの環境保全を図る実施主体(利活用との調和を含む)

- 南アルプスの自然環境の現状や変化の把握
- 地元関係者、行政との連携・調整による利用者の増加
- 南アルプスの環境保全の重要性に関する普及啓発、情報発信、環境教育
- 『南アルプスを未来につなぐ会』の事務局(財団設立後)

<南アルプスユネスコエコパーク既存組織との連携>

●南アルプス自然環境保全活用連携協議会

<構成10市町村>

(長野県) 飯田市、伊那市、富士見町、大鹿村
(山梨県) 韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町
(静岡県) 静岡市、川根本町

●南アルプスユネスコエコパーク静岡地域連携協議会

<主な構成員>

県、静岡市、川根本町、静岡森林管理署、天竜森林管理署、中部電力、しずてつジャストライン、東海フォレスト

【④全体調整・財源確保】

静岡県

南アルプス環境保全基金

南アルプスモデル構築の全体調整・制度管理

- 生態系保全に向けた研究体制の支援(ミュージアム、南アルプス学会との連携)
- 南アルプス環境保全基金による財源確保と取組の支援
- 国(環境省、林野庁、観光庁)、他県・市町(長野、山梨、関係10市町村)との連携・調整

静岡県の目指す姿

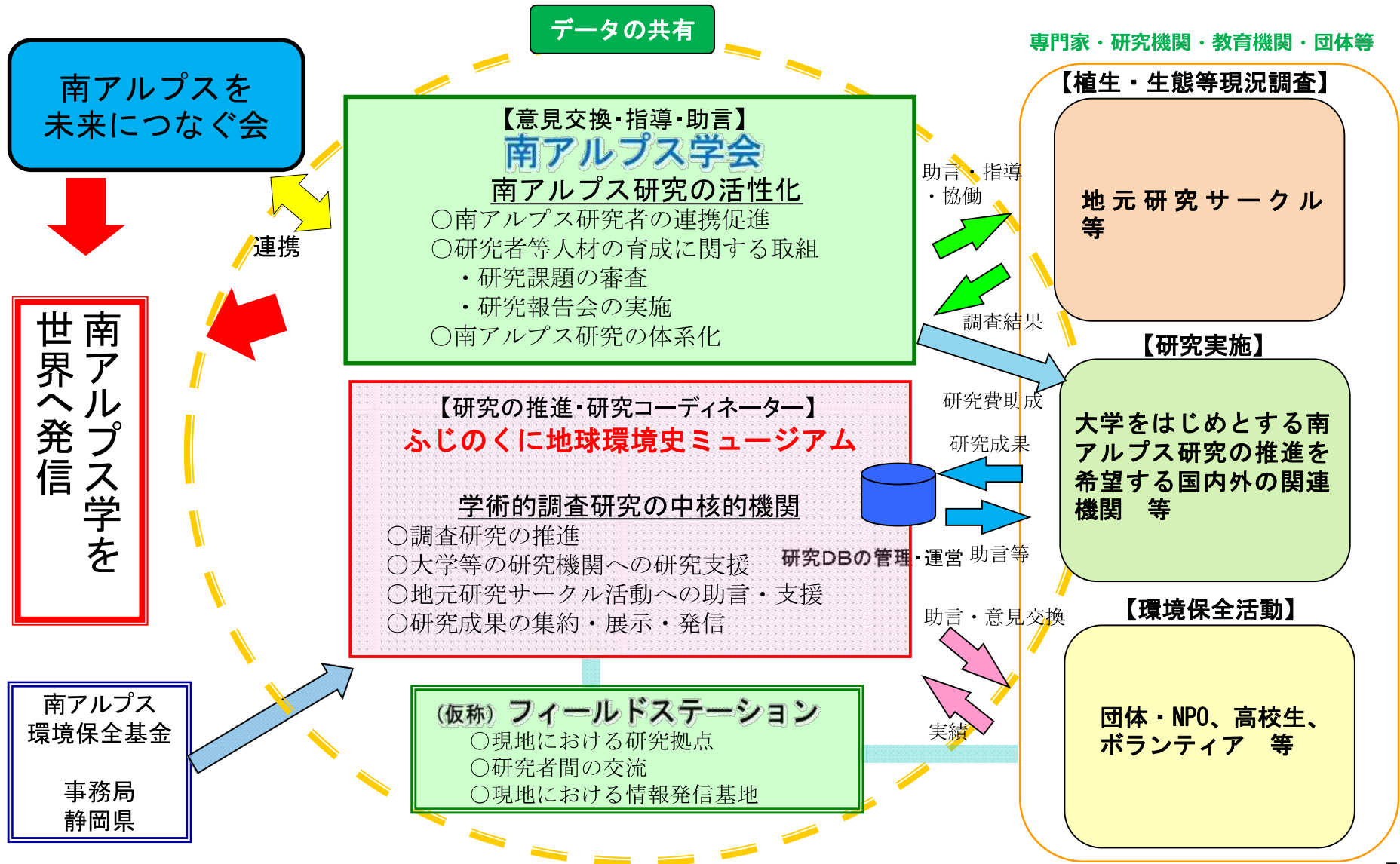
【ユネスコエコパーク、国立公園であるかけがえのない自然環境の保全と利活用の調和を図り、次世代へつなげる】

- 氷河期からの遺存種等、後世に継承すべき豊かな生物多様性を保全
- 美しく優れた景観、生物多様性に富んだ南アルプスの魅力発信と利活用の促進
- 学術的調査・研究や、保全活動を担う次世代の核となる人材育成
- 南アルプス地域の文化の継承と活性化

1 南アルプス学会の概要

南アルプス研究の推進体制イメージ（案）

南アルプスにおける生態系の現状と変化の把握、及び保全方法検討のための体制と仕組み



2 第1号議案 設立趣意書

「南アルプス」は、日本有数の山岳公園です。3,000m峰を有する稜線部を中心とした核心地域には、氷河期からの遺存種をはじめ貴少な動植物が生息しています。同時に日本最南端の3,000m峰を有することから、地球温暖化の影響がもっとも顕著にあらわれる場所でもあります。

「南アルプス」はまた、静岡、山梨、長野3県と関係市町村が一体となった働きかけにより、平成26/2014年6月、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）から「ユネスコエコパーク」に登録されました。それは、「自然と人間社会の共生を目的に、地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然とともに文化的にも経済・社会的にも持続可能な発展を目指す」地域、まさに「世界の宝」「人類共通の資産」として認められたこととなります。

一方、「南アルプス」は、その急峻さや奥深さから、生態系や環境の変化を追跡し、記録することがかねてより困難でした。さらに山間地の人口減少に伴い、環境保全を担う人も不足し、地域社会を支えるなりわいそのものの存続も危ぶまれはじめています。また学術の世界でも、息の長い研究の遂行が年々困難になってきていることも深刻です。

こうした課題を克服し、「南アルプス」の自然環境の保全と持続可能ななりわいを人類共通の資産として未来に着実に引き継いでいくために、研究者や地元関係者、企業、ボランティアや行政など多くの立場の人たちが連携、協働し、自然環境の調査研究と保全活動の定着、地域社会伝来の行事や文化の継承維持、地域にふさわしい産業の振興などを一体として目指す、いわば風土を再発見し再興するための学問「南アルプス学」の創成が求められています。これに答えるために、関連する知を体系づけて統合し、世界に語りかける研究プラットフォーム、「南アルプス学会」をここに設立します。



3 第2号議案 会則①（抜粋）

※本文は別添資料参照

<組織>

（組織）

第4条 本学会は、次に掲げる者をもって構成し、**知事が委嘱**する。

- （1）会 長 1名
 - （2）副会長 1名
 - （3）委 員 20名以内
 - （4）招聘委員 5名以内
- 2 **会長は、委員の中から知事が指名**する。
 - 3 **副会長は、会長が指名**する。
 - 4 **招聘委員は、専門家やその他適当と認められるものがあるものを会長が招聘**し、意見やアドバイスを求めることができる。

（顧問）

第5条 本学会に、顧問を置くことができる。

- 2 **顧問は、会長が委嘱**する。
- 3 顧問は、会長からの依頼があった場合、本学会の企画運営、その他重要な事項等について助言を行うほか、提言を行う。

3 第2号議案 会則②（抜粋）

※本文は別添資料参照

<会議>

（会議）

第8条 本学会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会

（総会）

第9条 総会は、会長、副会長及び委員並びに顧問（以下、構成員という。）により構成され、年一回を定例として会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合は、招聘委員を招集することができる。

- 2 総会の議長は、会長が務める。
- 3 総会は、構成員の半数以上の出席（WEB参加を含む）をもって成立する。
- 4 総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、前項の規定の適用については、これを出席したものとみなす。
- 5 総会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長が決する。
- 6 総会は、議長が認めた場合は、書面により開催することができる。

（運営委員会）

第10条 運営委員会は、会長、副会長及び委員（以下、委員等という。）により構成され、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合は、招聘委員を招集することができる。

- 2 運営委員会の議長は、会長が務める。ただし、会長が欠席する場合は、副会長が議長を務める。
- 3 運営委員会は、会長が認めた場合は、書面により開催することができる。

3 第2号議案 会則③（抜粋）

※本文は別添資料参照

<会の所掌>

（総会及び運営委員会の所掌）

第11条 総会及び運営委員会が所掌する議決事項は、以下のとおりとする。

（1）総会

- ア 運営方針、事業計画等に関すること
- イ 運営委員会において、総会に付議すべきと決議されたこと
- ウ 本学会の解散に関すること
- エ その他、会長が認めること

（2）運営委員会

- ア 運営方針及び事業計画案等の検討、作成に関すること
- イ 第3条（*）に掲げる事項の実施に関すること
- ウ 総会に付議すべき事項に関すること
- エ 会長が運営委員会で議決すべきと認める事項に関すること

（*）第3条に掲げる事項

- ①南アルプス研究者の連携促進
- ②研究の課題、内容や方法についての意見交換
- ③南アルプス研究の体系化及びデータベースの整理
- ④研究者等の人材育成に関する取組
- ⑤研究課題の審査及び研究報告会の実施
- ⑥「南アルプスを未来につなぐ会」との連携による国際的にも開かれた場での南アルプス学術研究成果等の発表機会の提供
- ⑦その他、前条の目的に資する取組

4 第3号議案 副会長の指名及び顧問の委嘱について

〈南アルプス学会 会則（抜粋）再掲〉

（組織）

第4条 本学会は、次に掲げる者をもって構成し、知事が委嘱する。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 委員 20名以内
 - (4) 招聘委員 5名以内
- 2 会長は、委員の中から知事が指名する。
 - 3 **副会長は、会長が指名する。**
 - 4 招聘委員は、専門家やその他適当と認められるものがあるものを会長が招聘し、意見やアドバイスを求めることができる。

（顧問）

第5条 本学会に、顧問を置くことができる。

- 2 **顧問は、会長が委嘱する。**
- 3 顧問は、会長からの依頼があった場合、本学会の企画運営、その他重要な事項等について助言を行うほか、提言を行う。



5 第4号議案 事業内容及び事業計画等について①

〈自然環境の保全や南アルプスを取り巻く現状・課題の整理〉

(1) 自然環境に対する課題

- ・人類の成長がこのまま続けば、まもなくプラネタリー・バウンダリー(惑星の限界)を迎えるとの危機感が、国連をはじめ全世界で共有されつつある。
- ・日本でも生活圏の周辺に残された自然環境は年々減少し、生活圏との距離が遠のくことで、自然との共生意識は希薄となってきている。
- ・また、自然との共生について警鐘を鳴らすべき研究者の世界では、若手研究者がフィールド研究から遠ざかり、生態系の変化はおろか、現況を把握することすら困難な状況になりつつある。

(2) 南アルプスに関して静岡県が危惧する課題

- ・「南アルプス」は、核心地域に、氷河期からの遺存種などの希少種が生息する「世界の宝」であるが、山岳地帯の最南端という地理的環境から、地球温暖化による影響を顕著に受ける。
- ・また、当地は日本有数の急峻な山岳地帯であることに加え、他の山岳地帯に比べアプローチが長いため、保全に関する研究活動はおろか、その生態系の現況把握さえ危ぶまれる状況となっている。
- ・さらに山間地の人口減少に伴い、環境保全の担い手である地域コミュニティの存続も危ぶまれる困難に直面している。

〈課題解決に向けた取組〉

- ① 豊かにかつ特色のある南アルプスの自然環境の保全に関する調査研究
- ② 地域の文化やコミュニティの継承・地域振興を目指す調査研究のプラットフォームの構築

〈目指すべき姿〉

研究活動の活性化による知の体系化と世界に通じる南アルプス学の実現への寄与

〈学会の基本的方向性の確認〉

○南アルプス学

多くの立場の人たちが連携、協働し、自然環境に関する調査研究と保全活動の定着、地域社会伝来の行事や文化の継承維持、地域にふさわしい産業の振興などを一体として目指す、いわば風土を再発見し再興するための学問

○学術的評価

- ・氷河期からの遺存種をはじめとする、南アルプスが持つ希少な自然環境を次代へ継承していく方法の探求
- ・持続可能な地域社会の構築や、地域の文化・コミュニティの保全に関する知見の集積
- ・これらに関する学術的な「知」の体系化

○地域とのつながり

- ・南アルプスを日頃から支える「地域」に住まう人たちの「誇り」に繋がる発見
- ・地域に住む人々の「生業(なりわい)」としての産業振興などに貢献



5 第4号議案 事業内容及び事業計画等について③

〈継続的な検討を要する事項（短・中・長期共通検討課題）〉

No	項目
1	<p>○時代・情勢に応じた研究内容の設定</p> <ul style="list-style-type: none">・持続可能な南アルプス研究を目指すために解決すべき課題の整理・過去の研究成果の収集、整理、分析・資金を拠出し研究を行う価値のある研究テーマの策定
2	<p>○若手研究者の育成手法</p> <ul style="list-style-type: none">・研究者育成のために解決すべき課題の抽出、整理・ターゲットとする人材・育成に向けたサポート体制の構築、運用方法



5 第4号議案 事業内容及び事業計画等について④

〈研究支援制度の構築、運営に関する事項(短期的検討課題)〉

No	項目
1	<p>○研究資金支援制度の内容、制度設計(～R4. 10)</p> <ul style="list-style-type: none">・研究者にとって魅力的な制度の設計方針の策定・持続可能な制度体系の構築・科研費をはじめとする研究支援事業につながる制度体系の構築
2	<p>○研究資金支援制度の公募、審査、決定(～R5. 2)</p> <ul style="list-style-type: none">・募集要領、審査方法の検討・募集要領の策定、公募、審査
3	<p>○研究資金支援制度の運用開始(R5. 4～)</p>



〈資料2〉

南アルプス学会 設立趣意書（案）

「南アルプス」は、日本有数の山岳公園です。3,000m峰を有する稜線部を中心とした核心地域には、氷河期からの遺存種をはじめ貴少な動植物が生息しています。同時に日本最南端の3,000m峰を有することから、地球温暖化の影響がもっとも顕著にあらわれる場所でもあります。

「南アルプス」はまた、静岡、山梨、長野3県と関係市町村が一体となった働きかけにより、平成26/2014年6月、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）から「ユネスコエコパーク」に登録されました。それは、「自然と人間社会の共生を目的に、地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然とともに文化的にも経済・社会的にも持続可能な発展を目指す」地域、まさに「世界の宝」「人類共通の資産」として認められたこととなります。

一方、「南アルプス」は、その急峻さや奥深さから、生態系や環境の変化を追跡し、記録することがかねてより困難でした。さらに山間地の人口減少に伴い、環境保全を担う人も不足し、地域社会を支えるなりわいそのものの存続も危ぶまはじめています。また学術の世界でも、息の長い研究の遂行が年々困難になってきていることも深刻です。

こうした課題を克服し、「南アルプス」の自然環境の保全と持続可能ななりわいを人類共通の資産として未来に着実に引き継いでいくために、研究者や地元関係者、企業、ボランティアや行政など多くの立場の人たちが連携、協働し、自然環境の調査研究と保全活動の定着、地域社会伝来の行事や文化の継承維持、地域にふさわしい産業の振興などを一体として目指す、いわば風土を再発見し再興するための学問「南アルプス学」の創成が求められています。これに答えるために、関連する知を体系づけて統合し、世界に語りかける研究プラットフォーム、「南アルプス学会」をここに設立します。

南アルプス学会 会則（案）

（名称）

第1条 この会は、南アルプス学会（以下、本学会という。）と称する。

（目的）

第2条 本学会は、ユネスコエコパークの理念に即し、南アルプスの自然環境の保全と、それを支えてきた地域コミュニティ・文化の継承についても視野に入れた研究活動の活性化を図るとともに、学術研究を体系化し、その地域に住まうことを誇りに思う発見を目指すほか、世界に語りかけることができる国際的な「南アルプス学」としての発展に寄与することを目的とする。

（取組）

第3条 本学会は前条の目的を達成するために、次に掲げる取組を行う。

- （1）南アルプス研究者の連携促進
- （2）研究の課題、内容や方法についての意見交換
- （3）南アルプス研究の体系化及びデータベースの整理
- （4）研究者等の人材育成に関する取組
- （5）研究課題の審査及び研究報告会の実施
- （6）「南アルプスを未来につなぐ会」との連携による国際的にも開かれた場での南アルプス学術研究成果等の発表機会の提供
- （7）その他、前条の目的に資する取組

（組織）

第4条 本学会は、次に掲げる者をもって構成し、知事が委嘱する。

（1）会 長 1名

（2）副会長 1名

（3）委 員 20名以内

（4）招聘委員 5名以内

2 会長は、委員の中から知事が指名する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 招聘委員は、専門家やその他適当と認められるものがあるものを会長が招聘し、意見やアドバイスを求めることができる。

（顧問）

第5条 本学会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

- 3 顧問は、会長からの依頼があった場合、本学会の企画運営、その他重要な事項等について助言を行うほか、提言を行う。

(委員の職務)

- 第6条 会長は、本学会を代表して会務を総括する。
- 2 会長は、課題事項等、協議が必要な事項が生じた場合、必要に応じて委員会とは別に協議、検討できる場を設置することができる。
 - 3 会長は、その他緊急を要する事項について、専決処分することができる。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長が特段の事由によりその任に当たることができないときは、その職務を代理する。
 - 5 委員は、第3条に掲げる事項に関する会務を処理する。

(任期)

- 第7条 会長、副会長及び委員並びに顧問の任期は、2年とする。ただし、変更等により、任期途中で新たに就任した者がある場合の任期は、他の現任者の残任期間までとする。ただし、招聘委員はこの限りではない。
- 2 本学会の構成員は、再任されることができる。

(会議)

第8条 本学会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会

(総会)

- 第9条 総会は、会長、副会長及び委員並びに顧問（以下、構成員という。）により構成され、年一回を定例として会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合は、招聘委員を招集することができる。
- 2 総会の議長は、会長が務める。
 - 3 総会は、構成員の半数以上の出席（WEB参加を含む）をもって成立する。
 - 4 総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、前項の規定の適用については、これを出席したものとみなす。
 - 5 総会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長が決する。
 - 6 総会は、議長が認めた場合は、書面により開催することができる。

(運営委員会)

第10条 運営委員会は、会長、副会長及び委員（以下、委員等という。）により構成され、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合は、招聘委員を招集することができる。

2 運営委員会の議長は、会長が務める。ただし、会長が欠席する場合は、副会長が議長を務める。

3 運営委員会は、会長が認めた場合は、書面により開催することができる。

(総会及び運営委員会の所掌)

第11条 総会及び運営委員会が所掌する議決事項は、以下のとおりとする。

(1) 総会

ア 運営方針、事業計画等に関すること

イ 運営委員会において、総会に付議すべきと決議されたこと

ウ 本学会の解散に関すること

エ その他、会長が認めること

(2) 運営委員会

ア 運営方針及び事業計画案等の検討、作成に関すること

イ 第3条に掲げる事項の実施に関すること

ウ 総会に付議すべき事項に関すること

エ 会長が運営委員会で議決すべきと認める事項に関すること

(事務局)

第12条 本学会の事務を処理するため、事務局を静岡県くらし・環境部環境局自然保護課に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(補足)

第13条 この規則に定めるもののほか、本学会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本会則は、令和4年 月 日から施行する。

令和4年度 本県の南アルプスに関する取組計画（案）

（静岡県くらし・環境部自然保護課）

1 要 旨

ユネスコエコパークに登録された「世界の宝」である希少な自然環境を守り、その魅力を国内外に発信するとともに、次世代につなげる様々な取組を継続して推進する。

2 取組概要

（1）生態系の保全に関する取組

区 分	内 容
生物多様性の確保	○ニホンジカの食害から貴重な高山植物を保全するため、既設の防鹿柵の維持管理を行うとともに、R3年度に引き続き新たに2か所設置。 ・新規設置（本谷山、熊ノ平）、既設維持管理（4か所）
	○ニホンジカの食害から貴重な高山植物を保全するため、R3年度に引き続き食害地においてニホンジカを試験捕獲、調査を実施。 ・聖岳周辺で10頭捕獲（R3実績） ・自動撮影カメラによるニホンジカの生息実態調査を実施
絶滅危惧種の保護	○高山植物種子保存プロジェクト ・R2年度の1校に加え、R3年度には、新たに県内高校5校との協働によるオオサクラソウ等の種子保存に関する取組を実施。 ・R4年度も引き続き実施し、参加高校には、南アルプスの自然環境の保全や生物多様性等の重要性を学ぶセミナーを開催し、引き続き発芽、種子保存に向けた取組を展開予定。
	○いきもの探索プロジェクト【新規】 ・調査が進んでいない南アルプスの微小生物類について「ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナー」制度を活用し、新種や変種、地域個体群の発見等を目指す。
	○南アルプス動植物調査 ・R3年度は、調査の進んでいない地域で半世紀に渡り記録のなかった高山蛾を再発見。 ・R4年度では、引き続き地域を変えて調査を行うとともに、動植物の保全に必要な基礎資料のとりまとめを実施予定。
南アルプス学会の設立	○南アルプスにおける学術研究の体系化及び研究活動の活性化【新規】 ・南アルプスの自然環境の保全と、それを支えてきた地域コミュニティ・文化の継承も視野に入れた研究活動の活性化を図るとともに、学術研究を体系化し、世界に通じる国際的な「南アルプス学」の発展に寄与することを目的に令和4年2月15日に設立。

(2) 魅力発信に関する取組

区 分	内 容
南アルプスユーチューブチャンネル	○オンライン講座の無料配信 ・R3年度の取組に引き続き、有識者10名程度の南アルプスに関する特別講座をユーチューブを活用して無料で配信。学びの場と南アルプスの自然と触れ合う機会を提供。
	○ドローンによる高画質撮影 ・R3年度の取組に引き続き、これまで見ることはできなかった急峻な斜面等を調査するとともに、高画質映像を配信。
南アルプス魅力発信ツールの開発	○南アルプスへの「気づき」を与えるWEBアプリケーションの開発 ・R3年度は、次代を担う子どもたちをターゲットに、幼いうちから南アルプスに触れる機会を提供できるWEBアプリの開発。 ・R4年度は、県内大学教育学部等と連携し、子どもたちに南アルプスの貴重な自然環境の保全の重要性や、南アルプスが持つ魅力について「気づき」を与える具体的なコンテンツを制作。
環境教育の推進	○(仮称)南アルプスみらい財団における環境教育の推進に関する支援【新規】 ・令和4年度に設立予定の「(仮称)南アルプスみらい財団」の取組に資する事業を実施。
南アルプスを未来につなぐ会	○南アルプスを未来につなぐ会の運営 《R3年度の取組》 ・令和3年7月に設立し、設立総会を開催 ・令和4年1月に理事会を開催 ・令和4年3月上旬を目処に、設立記念イベントとして動画を配信予定 《R4年度の取組予定》 ・令和3年度と同様に南アルプスの自然環境の保全や利活用の方法、認知度向上に向けた取組の在り方などについて協議を行うほか、今後の取組への反映を図る。

(3) 南アルプスモデルの構築に関する取組

区 分	内 容
(仮称)南アルプスみらい財団の設立	《目 的》 ユネスコエコパークであり、国立公園でもある南アルプスにおいて、県民の関心を高めて利活用を促進させることで、利活用と保全の好循環を生み出し、自然と調和した持続可能な地域の発展に資することを目指す。 《形 態》 一般財団法人 《所在地》 調整中(当面は静岡県庁内) 《基本財産》 300万円(全額県出資)

南アルプスを未来につなぐ会の概要

(静岡県くらし・環境部自然保護課)

1 要 旨

令和3年7月14日に、南アルプスの自然環境をより良い形で未来につないでいくことに貢献することを目的とする「南アルプスを未来につなぐ会」を設立し、同日、設立総会を開催した。

2 概 要

(1) 会の目的

生態系保全と利活用の調和を目的としたユネスコエコパークであり世界の宝である南アルプスが持つ、自然の希少性と貴重性についての理解を深め、地域の自然資源を活用した持続可能な発展を目指す取組を未来へつなぐことへの共鳴・共感・行動の輪を広げることにより、南アルプスの自然環境をより良い形で未来につないでいくことに貢献することを目的とする。

(2) 今後の取組内容

- ・各会員による南アルプスが持つ魅力を SNS など で発信する取組
- ・環境保全活動への参加やふるさと納税などによる支援を促す取組
- ・自然環境の保全や利活用等をテーマとしたシンポジウム等の開催

3 組織体制

(1) 役員

- 会 長 山極壽一 氏 (総合地球環境学研究所長)
副会長 大城和恵 氏 (山岳医療救助機構代表)
佐藤洋一郎 氏 (ふじのくに地球環境史ミュージアム館長)
顧 問 尾池和夫 氏 (静岡県立大学理事長)
理 事 別紙参照

(2) 会員

- 本会の設立趣意に賛同する個人及び法人
会員数 (R4. 1. 31 現在) 525 人・団体
(個人 : 501 人、団体 : 24 団体)

(3) 運営

- 会費等 無料 (入会費及び会費は徴収しない)
運営費 静岡県南アルプス環境保全基金を原資
事務局 静岡県 (自然保護課)



4 会員の募集

本会の取組を応援していただける個人・団体からなるサポーター（会員）を8月2日から募集開始。

5 令和3年度活動実績及び計画

開催日	内 容
7月14日	<p>○設立総会</p> <p>第1号議案 設立趣意書（案）について</p> <p>第2号議案 会則（案）について</p> <p>第3号議案 会長選出について</p> <p>第4号議案 南アルプスを未来につなぐ会顧問の委嘱及び副会長の指名方法について</p> <p>第5号議案 事業概要及び令和3年度事業計画（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業概要について ・キックオフイベント（仮）の開催について
令和4年1月7日	<p>○第1回理事会</p> <p>議事1 南アルプスを未来につなぐ会会則の改正及び理事の選任について</p> <p>議事2 本県の取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南アルプスにおける保全及び魅力発信に関する本県の取組紹介 ・令和4年度の取組内容等 <p>議事3 会員等とのつながりに関する取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立記念イベントの開催 ・会報誌の発行 <p>議事4 設立総会を踏まえた各委員からの意見等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果を踏まえた意見交換 <p>その他 南アルプス環境保全基金の寄附状況について（仮称）南アルプス学術フォーラムの設立について</p>
3月上旬～動画配信	<p>○設立記念イベント</p> <p>【テーマ】“南アルプスを未来につなぐためには”</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基調講演 山極壽一氏（総合地球環境学研究所 所長） 2 種子保存プロジェクト成果発表 3 活動報告 <ol style="list-style-type: none"> ①高山植物等保護活動 ②南アルプスにおける3県10市町村の取組（仮） ③南アルプス保全・利活用に関する取組（仮） 4 パネルディスカッション 5 その他 R3年度から新たに高山植物種子保存プロジェクトに参加した高等学校による経過報告 大城副会長からの講話 ほか

「南アルプスを未来につなぐ会」役員 一覧表

敬称略

No	職	氏名	職名等
1	会長	山極壽一	総合地球環境学研究所長
2	副会長	佐藤洋一郎	ふじのくに地球環境史ミュージアム館長
3	副会長	大城和恵	山岳医療救助機構代表
4	顧問	尾池和夫	静岡県立大学理事長

50音順 敬称略

No	職	氏名	職名等
5	理事	秋道智彌	山梨県立富士山世界遺産センター所長
6	理事	亀山 章	(公財)日本自然保護協会理事長
7	理事	gakujo_aya	インスタグラマー
8	理事	川勝平太	静岡県知事
9	理事	小宮山 花	光岳山小屋管理人
10	理事	鈴木 修	スズキ株式会社相談役
11	理事	鈴木康平	特種東海製紙株式会社理事 自然環境活用本部長 兼 十山株式会社 代表取締役社長
12	理事	鈴木敏夫	川根本町長
13	理事	清明祐子	マネックスグループ株式会社 取締役 代表執行役COO兼CFO
14	理事	竹田謙一	信州大学准教授
15	理事	辰野 勇	株式会社モンベル代表取締役会長兼CEO
16	理事	田辺信宏	静岡市長
17	理事	徳地直子	京都大学教授
18	理事	中静 透	国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長
19	理事	中西友子	星薬科大学学長
20	理事	中村太士	北海道大学大学院農学研究院教授
21	理事	原田憲一	前至誠館大学学長
22	理事	松井孝典	千葉工業大学学長
23	理事	松田裕之	横浜国立大学環境情報研究院教授
24	理事	松本亮三	東海大学名誉教授
25	理事	山崎 宏	NPO法人ホールアース研究所代表理事

南アルプス環境保全基金の概要

(静岡県くらし・環境部自然保護課)

1 設置の経緯

- ・南アルプスの環境保全は、ボランティアの協力によるものが大きく、取組主体及び範囲も限定的なものとなっている。
- ・この取組の主体を広げ、県民、国民に応援をいただき、南アルプスの環境をより広い範囲で保全するため、基金を設置するに至った。

2 基金の目的

- ・南アルプス（*）の環境保全に関する知識の普及及び活動の促進その他環境の保全に資する事業に要する経費に充てることを目的とする。

（*）当該基金における南アルプスの範囲

静岡県葵区井川、岩崎、上坂本、小河内及び田代並びに榛原郡川根本町の区域

3 内容

- （1）基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。
- （2）基金に属する現金は金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管する。または、有価証券に換えることができる。
- （3）基金の運用から生じる収益は、基金に繰り入れる
- （4）基金に属する現金は、歳計現金に繰り替えて運用できる

4 基金条例制定日

令和3年3月26日

5 寄附金等

(1) 計画

(単位:千円)

項目		R 2	R 3	R 4	R 5	計
財源	寄附金	6,000	15,000	15,000	14,000	50,000
	一般財源	150,000	0	0	0	150,000
計		156,000	15,000	15,000	14,000	200,000

(2) 寄附金等の状況 (令和4年2月10日現在)

区分	件数	金額 (千円)	備考
ふるさと納税	311	4,390	
企業版ふるさと納税 (地方創生応援税制)	6	3,389	
一般寄附	3	470	
計	320	8,249	